

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面(4)

被告ファンドクリエーション第2準備書面について

2015年4月17日

静岡地方裁判所沼津支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

原告の被告ファンドクリエーション第2準備書面に対する反論は以下の通りである。

第1. 被告ファンドクリエーションの第2準備書面(平成27年2月13日)の第1について

1 被告ファンドクリエーションは、第1の5において、次のように述べている。

「「④」のうち、「管理会社の代表として」との部分を否認し、その余は認める。被告株式会社ファンドクリエーションは、レジット・アルファ・インクの投資アドバイザーであり、同被告の取締役である訴外宮本は、当該ファンドの構成及び運用状況についての知識と情報を有し、原告に対する説明担当者として適任であったことから、説明会に出席したにすぎない。

なお、請求原因「第6.7」においても、原告は、訴外宮本が管理会社の代表として説明に応じた旨の主張をしておらず、訴外宮本

が管理会社を代表して説明に応じた」と断定する根拠もない。」

2 被告ファンドクリエーションによれば、「訴外宮本は、(中略)原告に対する説明担当者として適任であったことから、説明会に出席したにすぎない。」とのことであるが、これを判断したのはファンドクリエーションであろう。

つまり、被告ファンドクリエーションが、訴外宮本が適任と判断したのであり、「ファンドに関する包括的な管理義務」を行っている会社は、同社であると思われる。

原告は、2回目の説明会に先立ち、事前に20ほどの質問項目を文書にまとめて、その文書の先頭ページに管理会社に渡すようにと明記して訴外喜多に依頼した。このような経緯のもとに、訴外宮本が説明を行ったのであるが、管理会社からの説明ではないというような断りの言葉は誰からも一切なかった。したがって、原告は、訴外宮本が所属する被告ファンドクリエーションは実質的な管理会社だと判断した。もしも、被告ファンドクリエーションが実質的な管理会社ではないとすれば、原告を騙して被告ファンドクリエーションが管理会社であるかのごとく見せかけたのであろうか。

3 2回目の説明会は6時間ほど続いたが、最初に原告が質問したことは、レジットという投資信託に関する管理会社の取り組み方に関する姿勢であった。もしも訴外宮本が管理会社(あるいは実質的な管理会社)の責任ある立場でないとすれば、質問への回答は、第三者的な立場で「管理会社は何々のように考えていたようなので、何々を行ったのでしょ

いものでさえあった。

なお、こうした説明を聞いて原告は、訴外宮本がレジットの目論見書の執筆にも深くかかわっていると感じたことは言うまでもない。そこで、レジットの目論見書は分かりにくい部分が多いという問題点を指摘してみたところ、訴外宮本はしきりに言い訳をした。

このような訴外宮本の説明態度を原告は観察して、また被告藍澤證券が管理会社と述べているのは、どの会社を指しているのか観察することによって、実質的な管理会社は被告ファンドクリエーションだと判断したのである。

- 4 原告は、少なくとも名目上の管理会社が F C インベストメント・リミテッドであることは理解していたし、F C インベストメント・リミテッドが幾つかの投資信託の管理会社としてその名前が登場することを被告藍澤證券の三島支店に掲示されているポスターなどで知っていた。

原告は、毎月 1 回三島支店を訪問してレジットの状況を支店長に聞くことを習慣にしていたのであるが、上述の 2 回の説明会の前のそのような際に、F C インベストメント・リミテッドは、だいぶ大きな有名な会社かと誤解して、支店長の訴外喜多にどのような会社であるのか尋ねた。しかし、そう大きい会社ではなく、またそう有名でもない会社であるという程度の曖昧な答えしかなかった。もしも、実質的な管理会社が F C インベストメント・リミテッドであり、その会社が原告に説明するのであれば、支店長の訴外喜多は、F C インベストメント・リミテッドのことをもう少し知っていてしかるべきである。そして、F C インベストメント・リミテッドは名目上手広くビジネスを展開しているように見えるが、実際にはペーパーカンパニーのようなその実体がよく見えない会社である、とその後原告は考えるようになった。

た。

なお、FCインベストメント・リミテッドが管理会社として位置づけられている投資信託は、10個ほどあるとのことだが、そのほとんどすべては、ケイマン諸島籍として免税の恩恵を受けるものであり、被告藍澤證券が代行協会員となって、独占販売するものである。FCインベストメント・リミテッドは、これらの投資信託の名目上の管理会社の役割を一括して効率的に、すなわちケイマン諸島においては、あまり人手を掛けずに、果たすものである。

- 5 そもそも、販売員の訴外須藤も三島支店の各支店長もレジットがケイマン諸島に関係することによって発生するリスクはないと考えてよいと原告に説明している。いずれの人物も、レジットを管理会社としているのは、租税回避地（タックスヘイヴン）であるケイマン諸島という外国籍の投資信託にすることによって、免税の恩恵を受けられるようにする仕組みを採用しているからであり、何かあってもレジットが管理会社であることのリスクはない、とのことであった。

ようするに、FCインベストメント・リミテッドは、免税の目的で設立された会社であり、それ以外にケイマン諸島に本店を置くメリットは考えられない。

そもそもメキシコよりも遠方のカリブ海の小さな島（ケイマン諸島）には、東京近郊の不動産の情報があるわけではなく、ケイマン諸島の在住者が顧客になるわけでもなく、東京との連絡もとりやすく、管理会社としての業務をこなしにくい。したがって、一般にケイマン諸島に設立された金融関係の会社は、取締役など法律上必要な最低限の役員は設けるものの、日常的な業務は行わず、従業員を置かないものである。FCインベストメント・リミテッドも、このような免税目

的の会社であり、本店の所在場所が、「英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1111、私書箱 2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付」と私書箱になっていて、取締役を設けている。そして日常的な業務の痕跡は見えない。

- 6 もしも、ケイマン諸島に本店を置いた F C インベストメント・リミテッドが、その株式を 100% 保有する被告ファンドクリエーションの意向に反する業務をおこなったとしたら、被告ファンドクリエーションにとって、それは不都合なことであろう。こうならないようにという意味がどれだけあるのか不明であるが、投資先や不動産資産の評価のもとになる数値等は、被告ファンドクリエーションが決定すると目論見書には書いてある。

もしも F C インベストメント・リミテッドが、日本語で書かれたレジットの目論見書に反するような決定や行為をするものであったとしたら、それはレジットの投資者にとって大きなリスクになるのであるから、そうしたリスク説明が必要になる。しかし、実際にはそうしたリスク説明はなされていない。むしろ、レジットがケイマン諸島に関係することによって発生するリスクはないと考えてよいとの説明であった。

- 7 なお、被告ファンドクリエーションの第 2 準備書面の第 1 の 3. の (2) は、F C インベストメント・リミテッドに関する認否ではなく、原告が何をもとに準備書面を書いたのかに関する想像をめぐらせている。被告ファンドクリエーションは、そのような余計なことをせず、きちんとした認否を行って欲しいものである。

すでに、述べたように、原告は様々な情報を総合的に判断して、F

Cインベストメント・リミテッドがどのような会社であるのか述べているのである。ただし、原告は、FCインベストメント・リミテッドは、FCインベストメント・リミテッドと同様に名目的な会社に仕立てるための最低限の要件を満たすようにした会社だと考えている。

被告ファンドクリエーションは、きちんとした認否をおこなうとともに、「訴外宮本が説明担当者として適任であった」との判断は、誰が行ったものかを分かるような具体的な答弁をしていただきたい。特に否認ないし争うとした項目に関しては、その根拠および正しい状況などを描いていただきたい。

- 8 もう一つ付け加えると FCインベストメント・リミテッドに日本支社はないようであるが、その代理人の住所・氏名は明らかにされている。

そこで、原告は、前任の弁護士を代理人として、平成26年2月にFCインベストメント・リミテッドの代理人である弁護士竹野康造に、本件事件に関する問い合わせの内容証明の郵便を送った。すると、弁護士竹野康造からは、管理会社に連絡をするので、管理会社から回答がなされるだろうとの回答書が届いた。しかし本件訴状を申立てるときまでに回答はなされなかった。一体、FCインベストメント・リミテッドの誰から回答が来るといえるのだろうか。少なくとも、弁護士竹野康造は、質問などに回答するという役割を果たすものではないことが明らかになった。

このような状況から、本訴状では、実質的な管理会社であり、本件事件の内容をよく理解していて、少なくとも訴状の内容に関する認否が行えると考えられる株式会社ファンドクリエーションを被告にした。

もしも、被告ファンドクリエーションが、実質的な管理会社としてFCインベストメント・リミテッドの責任を含めて受けて立つことを

拒否するのであれば、FCインベストメント・リミテッドを被告として訴訟を提起することは、やぶさかではない。しかし、そうすると、被告ファンドクリエーションと被告FCインベストメント・リミテッドが、それぞれに答弁をすることが必要になるので、被告ファンドクリエーションにとって不都合ではないかと原告は考える次第である。

第2 被告ファンドクリエーション第2準備「第2」について

- 1 被告ファンドクリエーションは、原告が「管理会社が目論見書のような記載からいかなる内容の管理義務を負っているのか」について明らかにしない、などと批判し、原告の主張は失当であるという。

しかし、管理会社が、金融商品を購入した契約の相手方に対して、目論見書通りの運用をしなければならない義務が存在することは、金融商品取引法13条等の条文から導かれる当然の帰結である。

そして、言うまでもないことであるが、(10パーセントを超えて借り入れてはいけないなどと具体的に記載されている約束事であればともかく、それ以外のことについては)管理会社が、具体的にどのような方法・行為によって目論見書通りの運用を行っていくのかは契約者の関知するところではない。例えば、債務者が100万円を弁済するという内容の契約について、その100万円を具体的にどのような方法で用意するべきかを債権者が特定しないことと同様である。

被告ファンドクリエーションのかかる言い分は、失当である。

更にいえば、本件においては、原告は、①評価方法を目論見書に反して突然変更した事実、②借入金を目論見書の記載に反して行った事実、③分配金の計算方法を目論見書の約束通り行っていない事実、という具体的な事実を問題にしているのは明らかであり、この点、被告ファンドクリエーションも反論している通りである。被告ファンドクリエーションの、「債務不履行責任を追及する前提としての『債務』

の内容を特定することができないのであるから」などという主張は、それこそ失当である。

- 2 被告ファンドクリエーションは、ファンドの純資産額は「直前の評価日の東京市場の営業終了時の数値をもって日本円で決定されるのであり、ファンドの純資産額は管理会社が決定するものではない」と主張する。

この点、そもそも「営業終了時の数値」とは一体何の数値であるのかを明らかにしていないため、その主張の趣旨が不明である。被告ファンドクリエーションは、本件基準価額の下落が市場価格の下落によって生じていると主張したいのであろうか。

原告とて、今回の70%以上もの基準価額の下落が、「直前の評価日の東京市場の営業終了時の数値」の下落によるものであれば、何ら問題にはしない。しかし、本件における純資産価額の70%以上もの下落は、その様な事が原因で起きたのではなく、管理会社による一方的な評価方法の変更が原因で起きているために、これが違法だと主張しているのである。

被告ファンドクリエーションが、本件下落が「直前の評価日の東京市場の営業終了時の数値」の下落によるものであるというのであれば、原告が再三求めているように、その根拠となる資料を提出されたい。

- 3 一方で、被告ファンドクリエーションは、「収益還元法に基づいて評価していることに変わり無く、多額の買戻し請求が行われた場合などの合理的な理由がある場合に収益還元法に基づく評価額に修正を加えているに過ぎない」とも主張する。

しかし、たとえば、株式について、会社が「多額の買戻しが行われているから」などといって、一方的に株価を70%以上も下げることが許されないのと同様に、本件レジットの基準価額を、その管理会社

が一方的に下落させるのが許されないことは言うまでもない。そのような価格操作は、市場価値の変動によるものとは全く異なるのである。

原告は、2008年9月5日にレジットを一口1万88円で購入したのであるが、その約3か月後に突然、この価格が3分の1に下げられてしまうとは夢にも思わなかった。

本件においては、基準価額を一瞬にして70%以上も下落させたことにより、250億円もの金員が余剰したことになるが、かかる金員は一体どこに消えたのだろうか。

被告ファンドクリエーションの主張は全く正当な理由といえず、反論として失当である。

- 3 被告ファンドクリエーションは、レジットファンドの借入比率はゼロパーセントであると主張するが、原告が被告藍澤証券三島支店の喜多支店長から渡された資料によれば、レジットの借り入れは、2005年5月の時点で既に45%であった(甲23)。被告がこれを否認するのであれば、原告が再三求めている通り、レジットファンドの借入比率を明らかにする資料を提出されたい。

なお、目論見書の「借入の制限 ファンドは、純資産の10%の範囲以内でのみ借り入れを行うことができます。」(甲2の1:30頁)の「ファンド」とは、レジット(レジット不動産証券投資信託)のことを指すのは言うまでもない(甲2の1:1頁)。

第3 原告の主張

- 1 原告は、準備書面(2)の 3 被告ファンドクリエーションについて (15頁、16頁)に被告ファンドクリエーションが実質的な管理会社であるという理由を記した。

原告は、被告ファンドクリエーションがレジットの実質的な管理会社であり、この他に名目上の管理会社として、同被告がメキシコより

も遠方のカリブ海の小さな島であるケイマン諸島に免税の目的で設立したFCインベストメント・リミテッドがあるとみなしている。こう考えて、いわば名目上のペーパーカンパニーではなく、実質的な管理会社の役割を果たす被告ファンドクリエーションを本件裁判の被告2名のうちの1名として訴訟を起こしている。ただし、実質的な管理会社は同被告かという点、および同被告がレジットに対する包括的な管理義務を負うかどうかという点に関して、本件裁判では争いがある。

この争いに関係なく、被告ファンドクリエーションがレジット・アルファの投資アドバイザーであること、および匿名組合およびリミテッド・パートナーシップの計算代理人および営業者のアセットマネジャーであることは、目論見書の記述がある。したがって、投資アドバイザーおよびアセットマネジャーとしての責任が被告ファンドクリエーションにあることは避けられない事実である。これに加えて、同被告がレジットに対する包括的な管理義務を負うかどうかという点が争点なのである。

2 本件は、いわゆる劇場型オレオレ詐欺とは異なるものであるが、登場する会社が多岐にわたるという点は劇場型オレオレ詐欺に似たところがある。もしも、原告が管理会社の責任だと主張した点が、被告ファンドクリエーションではなく、FCインベストメント・リミテッドにあると主張するのであれば、FCインベストメント・リミテッドを被告として裁判を提起するのにやぶさかでないのは既に述べた通りである。原告は、3名の被告と対峙することになるが、別に不都合はない。

ところで、FCインベストメント・リミテッドの訴訟代理人弁護士の役割は誰が担当するのだろうか。同社の届出代理人としては、弁護士竹野康造が当てられている。もしも同弁護士が本件裁判に参加する

のであれば、原告が是非とも質問したいことがある。それは文書（甲第8号証）に記載の、被告藍澤証券が届出代理人弁護士に確認したという「いわゆる収益還元法に重きをおき、算定方法の変更を行なっている」旨の意味である。なお、いっそのこと被告ファンドクリエーションの訴訟代理人がFCインベストメント・リミテッドの代理人を兼任するのもよいだろう。そうすれば、名目上の代理人は2名であるが、実質的には1名ということになり、少しばかり管理会社と似たような体制ができあがる。

- 3 FCインベストメント・リミテッド（以下FCと呼ぶ）を被告に加えることの是非を検討する上で、FCはどのような会社なのかを見ておくことは重要である。被告ファンドクリエーションはFCの実態などについて誤解していることが多すぎるからである。

すなわち、第2準備書面の第1の4.の(2)では、FCはケイマン籍契約型投資信託の10ファンドの管理会社だと述べて、いかにも大きな会社であるかのごとく装っているが、実態はペーパーカンパニーである。また、FCは数々の業務をこなしていると述べているが、請求目論見書（甲2の1）の「2 投資方針（1）投資方針」（6頁）には「管理会社は、管理事務の職務をHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドに委任しています。」との記載がある。したがって、数々の業務をケイマン諸島でこなしているのは、FCではなく、HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドである。つまり、ケイマン諸島で行なわれる数々の業務は外部委託可能なのである。

さらに困ったことに、被告ファンドクリエーションの第2準備書面の第1の3.の(2)は、FCに関する認否ではなく、原告が何をもとに準備書面を書いたのかに関する誤った想像をめぐらせて、原告はFCとレジット・アルファ・インクを取り違えただろうなどと原告を

貶めている。原告は取り違えなどしていないのである。逆に問う、被告ファンドクリエーションが、そのような余計な詮索をするのは、何のためであろうか。同社の訴訟代理人弁護士がFCの実態を知らないまま、準備書面の紙面を埋める必要に迫られたためであろうか。これを見て、原告のレクチャーが必要だと強く思った次第である。まずはケイマン籍にすることによる免税の話から始めよう。

4 ケイマン籍にして免税の恩恵をうけるのは誰か

ここで誤解のないように述べておくと、レジットの投資家はケイマン諸島による免税の恩恵を直接的に受けることはない。日本の税法に従って必要な税金を支払うことが必要である。免税の恩恵を受けるのは、ケイマン諸島に設立した会社の法人税である。この恩恵を受けるためにわざわざ遠方のケイマン諸島に会社を設立するのであるから、そして一般にそうすることは経費増を招くことになるのだから、そうした経費を極限まで減らさないことには、免税で受けた恩恵が、増加した経費で打ち消されてしまう。そうならない極限の形が、ケイマン諸島の法律上必要な最低限の形を成すだけの会社である。さらに経費を削る意味で、被告ファンドクリエーションは、FCインベストメント・リミテッドを10種類ほどの投資信託の管理会社に仕立てている。こうしても会社を維持する費用はそう増えないので、結果として投資信託1本あたりの経費を低くできる。このような工夫もすることによって経費節減に努めて、管理会社は経費増より大きな免税の恩恵を受けているのである。そして、ひいては間接的にレジットの投資家もその恩恵の一部に浴することになるかもしれない。ただし、モラルハザードがあつたりすると、投資家は元も子もなくすことになりかねないので注意が必要である。

なお、大抵の国は、各会社が稼いだ利益の数10%を法人税として

徴収しており、大きな税収になっている。一方、ケイマン諸島では免税なので、政府には、普通なら大きな税収になるはずの各会社の利益に基づく法人税が入らない。ただし、会社の設立と維持にあたり徴収する数十万円ほどのわずかな税収があり、これに満足するのであろう。もともと、大した会社のないいわば僻地であったのだから、多額の法人税が得られようはずがなかったのである。だからケイマン諸島の政府は高望みをせずに、会社の設立と維持のためのわずかな税収で我慢できるのだろう。こうして免税をケイマン諸島のセールス・ポイントにすることで、ケイマン諸島には保険、投資信託、銀行など千以上の金融関係の会社がひしめくことになった。ひしめくといっても、せいぜいバーチャルカンパニーの共同オフィスだから、マンハッタンのウォール街のビルの林立をイメージするのは誤りである。ケイマン諸島は、あくまでも小さな三つの島からなる人口6万人ほどの観光地なのである。

5 ケイマン諸島に関するリスク

販売員の訴外須藤も三島支店の各支店長もレジットがケイマン諸島に関係することによって発生するリスクはないと考えてよいと原告に説明している。なぜなら、レジットを租税回避地（タックスヘイヴン）であるケイマン諸島という外国籍の投資信託にすることによって、免税の恩恵を受けられるようにする仕組みを採用しているだけであるからとのことであった。

要するに、FCインベストメント・リミテッドは、免税の目的で設立された会社である。そして、それ以外にケイマン諸島に会社を設立するメリットは考えられない。そもそもメキシコよりも遠方のカリブ海の小さな島（ケイマン諸島）には、レジットにとって重要な東京および東京周辺の不動産の情報があるわけではなく、ケイマン諸島の在

住者が顧客になるわけでもなく、ケイマン諸島では日本語に堪能な従業員を見つけにくく、時差もあり日本との連絡もとりにくいので、管理会社としての業務をこなしにくい。したがって、一般にケイマン諸島に設立された金融関係の会社は、取締役など法律上必要な最低限の役員は設けるものの、日常的な業務は行わず、従業員を置かないものである。FCインベストメント・リミテッドも、このような免税目的の会社であり、本店の所在場所は私書箱になっている。これは、いわゆるバーチャルオフィスのような秘書機能をもつオフィス機能よりも低レベルの、単に名前があればよいというオフィス形態だと思われる。

6 FCインベストメント・リミテッドにCEOは必要か

FCインベストメント・リミテッドは、会社の体裁を整えるために取締役を設けているものの、実質的には会社の指揮・経営にはタッチしていない。なぜなら、単に免税目的で設立して、体裁を整えるため設けた取締役が、被告ファンドクリエーションの意向に反するような指揮・経営を行なうようなリスクをなくしたいからである。それには“名前だけの取締役”にするのが最も手間のかからない方法だからである。もしも、FCインベストメント・リミテッドのケイマン諸島にいる取締役が10種類ほどの投資信託の管理会社の指揮を、同人の判断で取るような形態にしたら、株式100%の大株主である被告ファンドクリエーションの意向とはそれていく恐れがある。そうならないように、FCインベストメント・リミテッドは、いわばペーパーカンパニーとして位置づけて、免税の目的に限定した会社にするのである。

7 管理会社の二つの業務

ケイマン諸島では、免税の恩恵が受けられるのであるから、いろいろな業種の企業が移住してきてもよさそうに思える。しかし、実際に

は、保険、投資信託、銀行などの千以上の金融関係の会社が存在するだけで、他の業種の会社はほとんど見当たらない。なぜなら、移住にかかる経費およびケイマン諸島で実際に業務を行なう費用の増加などと比べると、免税の効果は小さいと判断されてしまうからである。したがって、ケイマン諸島の免税の効果を実際に発揮できるのは、税負担の大きい軽い業務という条件が付き、金融関係の会社がひしめくのである。そういう、金融関係の業種にあっても、実際の業務負荷が大きい場合は、ケイマン諸島の免税効果が薄れてなくなってしまう。そこで、金融関係の会社の中で負荷の軽い業務だけを切り離して、その部分だけをケイマン諸島に移住させることになる。

ここで管理会社の業務を見ると、① 投資関連業務：投資に関するすべてのお膳立てをする業務、および ② 儀式的な帳簿管理：お膳立てされた指示に従って資金を動かしたり管理したりする業務に分けることができる。これらのうち ② 儀式的な帳簿管理の業務は最終的に資金が動くことになるので税負担は大きいですが、業務自体は既にお膳立てされているので、その指示に従ってたんたんと行えばよい比較的に軽い業務である。しかも、属人性の少ない誰が行なってもよい業務であり、外部委託することさえ可能である。これに対して ① 投資関連業務は、どこに投資すべきか決めたり、投資の成果を確認したり、種々の問題解決をしたり、という専門性の高い業務であり、いわば管理会社の中核機能というべき業務である。こうした業務の性格からして、① 投資関連業務という中核部分は、いわば僻地のケイマン諸島では実施するのは困難である。そして都合のよいことに、投資に関するお膳立てをするだけに留めれば、どこで実施しても税金がかからないので、ケイマン諸島に置く意味はない。

8 社体制の管理会社における責任の所在

一般に管理会社の業務は ① 投資関連業務と ② 儀式的な帳簿管理に分割可能である。当然レジットの場合も分割可能である。そこで、レジットの管理会社業務を F C と被告ファンドクリエーションの 2 社体制というセットで分担する形態が作り出された。すなわち、ケイマン諸島に置かれた一方の F C は、名目上の管理会社となって、② 儀式的な帳簿管理を実施するか、あるいは外部委託するだけとする。もう一方の被告ファンドクリエーションは、名目上は管理会社ではないものの、管理会社の中核機能というべき ① 投資関連業務を日本国内で行なう。たとえば、被告ファンドクリエーションは明らかにレジットの投資アドバイザーおよびアセットマネジャーとしての役割を果たしている。

まとめると、F C と被告ファンドクリエーションの 2 社体制というセットでレジットの管理会社の機能を果たすという方式が採用されている。この方式は、ケイマン諸島の免税の効果を最大にするために生まれた形態である。ちなみに、被告藍澤証券の準備書面には、管理会社等という用語が登場するが、これは少なくとも F C と被告ファンドクリエーションの 2 社を指していると原告は解釈している。原告は、このセット形態に異論を唱えるつもりはない。しかし、管理会社としての責任が曖昧になる恐れがあるので、これを取り上げたい。

もしも 2 社体制というセットでなければ、すなわち免税を求めずに、レジットの管理会社が一つであれば、分かりやすい。その一つの会社がレジットに対する包括的な管理義務を負うことになる。しかし、実際には、レジットの管理会社は 2 社体制というセットになっている。このために、レジットに対する包括的な管理義務を負うのは、F C か被告ファンドクリエーションかということが問題になる。これについ

て、原告は、分割された業務の内容から当然、被告ファンドクリエーションがレジットに対する包括的な管理義務を負うべきと主張する。たとえば、被告ファンドクリエーションは、投資関連業務の中心をなす投資アドバイザーおよびアセットマネジャーとして役割を果たしているが、これは、2社体制の管理会社の一つである被告ファンドクリエーションがレジットに対する包括的な管理義務を負うという位置づけのもとにこれらの役割を果たしているのだと原告は捉えるのである。

被告ファンドクリエーションの第2準備書面の第1. の5 (3頁)に「被告ファンドクリエーションの取締役である訴外宮本は、当該ファンドの構成及び運用状況についての知識と情報を有し、原告に対する説明担当者として適任であったことから、説明会に出席したにすぎない。」と記載されている。訴外宮本が適任であると判断したのは一体誰であろうか。被告ファンドクリエーションが述べているのである。レジットに対する包括的な管理義務を負う会社が、こうした判断をするはずだと原告は思う。

分析をここまですると、被告としてFCインベストメント・リミテッドを追加することに意味のないことが明らかである。FCインベストメント・リミテッドは、租税回避地（タックスヘイヴン）であるケイマン諸島に咲いたあだ花なのである。

9 姿が見えない名目上の管理会社

レジットの管理会社をFCインベストメント・リミテッドと被告ファンドクリエーションの2社体制というセット形態における責任があいまいになりがちであるという問題点は既に述べたとおりである。

さらに、もう一つの問題点がある。それは、日本における①投資関連業務の周辺業務を実施する主体があいまいであるということである。

まず、投資関連業務の中心をなす投資アドバイザーおよびアセットマネジャーとして役割は、被告ファンドクリエーションが担っているのであるが、その周辺にはレジットの管理会社として実施すべき周辺業務、あるいは日常業務が厳然として存在する。これは1社体制であろうが、2社体制であろうが、管理会社としての周辺業務が存在するので、これを処理しなければならない。しかし、この処理をするのは誰かということ向被告ファンドクリエーションはあいまいにしている。この結果、日本において、管理会社としてFCインベストメント・リミテッドという名前は登場するものの、管理会社が行なうべき①投資関連業務の周辺業務を実際に実施している人を見当たらないのである。しかし、どこかで周辺業務は実施されるという不思議な状態が生じている。

レジットの投資関連業務の周辺業務とは、例えば目論見書の作成、改版、毎月行なうマンスリーレポートの作成、マンスリーレポートの改ざんの疑いの指摘に対する対応、甲6、甲7、甲26などの文書の作成、本件事件発生時に被告藍澤証券の訴外毛利が出席した対策会議に管理会社としての出席、本件事件の説明のために特設したコールセンターでの対応、原告からの問い合わせへの回答、原告への説明会での説明などの業務であり、これらは手間のかかるものも多い。これらのほとんどは、FCインベストメント・リミテッドという名の下になされているが、日本語に堪能でないと難しい業務である。不思議なことに、少なくとも日本には、これらの業務をこなすFCインベストメント・リミテッドの社員を確認できない。原告が推測するところによると、これらの業務の一部は被告藍澤証券が担っているが、これらの業務の大半は被告ファンドクリエーションが担っている。

原告が知る範囲では、日本にFCインベストメント・リミテッドの

窓口があるだけで、届出代理人として弁護士竹野康造があてられている。なお、原告は、ある弁護士を代理人として、平成26年2月にFCインベストメント・リミテッドの代理人である弁護士竹野康造に、本件事件に関する問い合わせの内容証明の郵便を送った。すると、弁護士竹野康造からは、管理会社に連絡をするとの回答書が届いた。少なくとも、弁護士竹野康造は、自らが質問などに回答するという役割を果たすものではないことが明らかになった。

- 10 以上の点からしても、被告ファンドクリエーションが本件におけるレジットの実質的管理者であることは明らかであり、よって、被告ファンドクリエーションが原告に対して責任を負うものである。

以上